

## 専決処分報告（調停）

平成28年（2016年）9月21日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

## 記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る賃料等請求調停事件8件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
1	平成28年4月27日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第16号 賃料等請求調停事件	手稲区稲積団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計226,900円を今後分割して平成30年3月末日までに支払う。 (2) 相手方が前号の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、前号の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) 前号により(1)の市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
2	平成28年5月10日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第25号 賃料等請求調停事件	豊平区月寒団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計171,200円を今後分割して平成29年9月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
3	平成28年5月10日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第27号 賃料等請求調停事件	厚別区もみじ台団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃72,800円を今後分割して平成29年4月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
4	平成28年6月1日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第39号 賃料等請求調停事件	豊平区シビルコート豊平の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃125,490円を今後分割して平成31年11月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
5	平成28年6月1日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第41号 賃料等請求調停事件	手稲区稲積団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計333,800円を今後分割して平成33年6月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
6	平成28年6月14日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第40号 賃料等請求調停事件	西区発寒8条団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計142,080円を今後分割して平成32年4月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
7	平成28年7月19日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第50号 賃料等請求調停事件	南区南34条団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計482,200円を今後分割して平成33年7月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
8	平成28年7月26日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第64号 賃料等請求調停事件	手稲区富丘高台団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計292,700円を今後分割して平成33年6月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。